

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一

公告

○優良映画等の推奨……………
……………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)…二

告示

●東京都告示第千四百二十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月二十一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区豊洲六丁目地内)

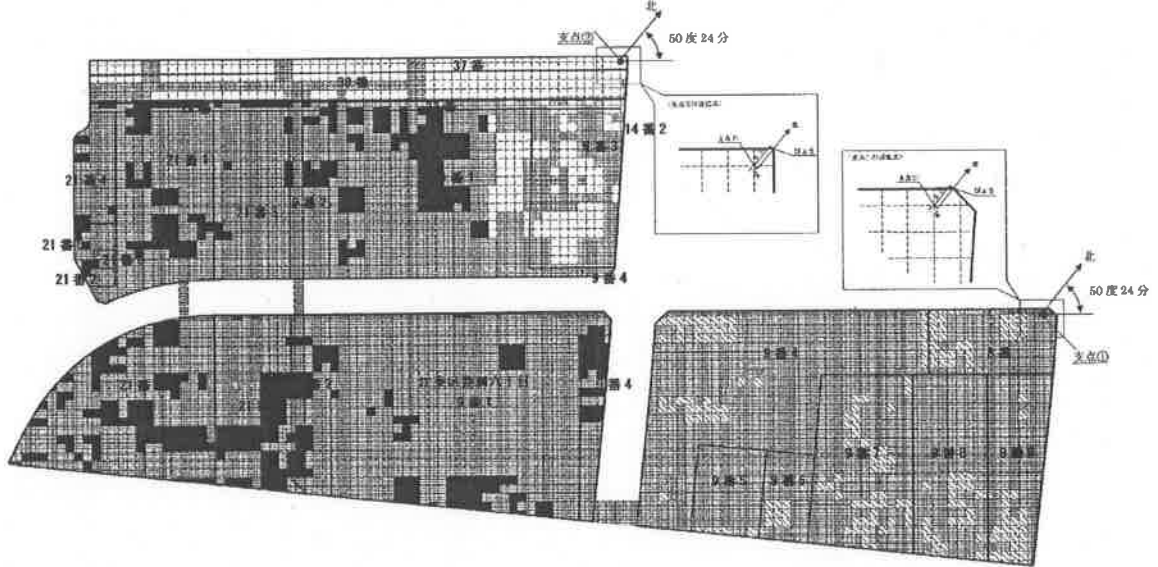
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第四項第九号に該当する。

別図

<支点>
 支点①は、江東区豊洲六丁目8番の最北端にあるびょうから西へ1.7m、南へ9.7m進んだ地点とする。支点②は、江東区豊洲六丁目37番の最北端にあるびょうから西へ1.0m、南へ9.3m進んだ地点とする。

<格子の回転角度(50度24分)>
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度として示す。

<凡例>
 — : 調査対象地
 - - - : 単位区画
 --- : 筆境界
 ※ : 形質変更所要届出区域のうち規則第五十八条第四項第九号に該当する区域(この告示により指定する区域)
 ■ : 形質変更所要届出区域(平成23年東京都告示第1655号、第1656号及び第1666号、平成25年東京都告示第973号並びに平成26年東京都告示第817号により指定した区域)
 ■ : 形質変更所要届出区域のうち規則第五十八条第四項第九号に該当する区域(平成26年東京都告示第1312号及び第1392号により指定した区域)



発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 郵便番号 163-8001
 定価 一筒月 三〇円
 六、六〇〇円
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川一丁目三番七号
 郵便番号 112-0002

電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
 (郵送料を含む)
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

平成二十六年十月二十一日

東京都知事 舛 添 要 一

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由

四二一 映画 幸せのありか
 ヴィエスワ 青少年を健全に育成する上
 フ・ウイサ コスキ、T
 Z o o r a m w a と認める。